

令和5年度 道市連携海外展開推進事業  
(DX等ビジネス共創支援事業)  
商談支援等委託業務 企画提案指示書

1 目的

道内企業が持つ技術・ノウハウの海外からのニーズを捉え、札幌市と連携しながらDX等のビジネスに係る海外販路拡大を支援するとともに、道内企業が海外からの技術等の取込により、双方企業の互恵的發展を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和6年(2024年)3月8日(金)まで

4 委託業務の内容

(1) 大型商談会への出展

台湾における企業ネットワークを広く構築し、現地企業等との関係を広げ商談対象を拡大するため、現地で開催される展示会等へ出展し、「北海道・札幌ブース」を設置し、道内企業の技術のPR等を実施すること。

ア 対象分野：DX・環境

イ 対象地域：台湾

ウ 実施内容：委託者と協議の上、次の項目を実施すること。

- ・参加道内企業は3社から5社とし、募集にあたってはDXや環境分野に係る技術やノウハウ、工業製品等を有し、海外企業への供与や海外企業の先進的な取組を取り込んでいきたいと考えている道内企業を広く募り、本事業への参加を促すこと。また、選定は、参加希望のあった企業に選考調書を提出させ、予め定めた基準を満たした企業を選定すること。具体的な選考の基準については委託者と協議し、決定すること。
- ・「北海道・札幌ブース」は、道内企業の技術に係る資料等を展示できるよう装飾を行うこと。
- ・事前に委託者と協議し、出展企業及び商品のリストなどを取りまとめたカタログを作成など、展示手法やPR方法は道内技術等を適切かつ効果的に対象地域の企業に伝えることができる内容とすること。
- ・現地企業等の情報の入手、サンプル品の輸送等を行うこと
- ・展示商談会のすべての期間にわたって、管理・運営を行う責任者1名以上及び参加企業に応じて適切な人数の通訳員を配置すること。
- ・台日産業連携推進オフィス(TJPO)に、事前に参加道内企業の情報を提供し、台湾企業複数社の紹介を受け、現地でのマッチングを実現すること。

エ 留意事項：上記ア～ウの項目をすべて実施可能な展示会等であること、出展ブースの運営を現地企業等に依頼する場合は、事前に委託者と協議すること。

オ 展示会例：委託者が想定する展示会等は次のとおり

(その他の展示会等の提案を妨げるものではない)

- ・Taiwan Innotech Expo：令和5年10月12日～14日

(2) オンライン商談の実施

道内企業の海外展開を促進するため、道内企業とタイ・ベトナムをはじめとした企業との商談をオンラインで実施すること。

ア 対象分野：DX・環境

イ 重点対象国：タイ・ベトナム

ウ 時 期：委託契約後、令和6年（2024年）2月末まで

エ 実施内容：委託者と協議の上、次の項目を実施すること。

- ・支援企業は5社から10社とし、募集にあたってはDXや環境分野に係る技術やノウハウ、工業製品等を有し、海外企業への供与や海外企業の先進的な取組を取り込んでいきたいと考えている道内企業を広く募り、本事業への参加を促すこと。また、選定は、参加希望のあった企業に選考調書を提出させ、予め定めた基準を満たした企業を選定すること。具体的な選考の基準については委託者と協議し、決定すること。
- ・受託者が有するネットワークのほか、北海道及び札幌市が有するネットワークを活用し、参加道内企業のニーズを踏まえ、対象国の企業の掘り起こしを行い、商談に参加する現地企業を募集すること。また、必要に応じて現地政府機関との調整を行うこと。
- ・現地企業のニーズや参加道内企業の準備状況に応じ、個別マッチングの上、オンライン商談を随時設定し行うこと。また、必要に応じ、事前のサンプル品送付や商談資料の作成、通訳等の支援を行うこと。

オ 回数など：道内企業のニーズに応じ、次のとおり実施すること。

- ・商 談 数・・・各対象国でそれぞれ10件以上
- ・商談相手企業数・・・各対象国で3社以上

※商談相手企業選定の際は、ジェトロが行う「Japan Street」事業など、貿易支援機関等によるプラットフォームの活用も検討し、広く企業の掘り起こしを行うこと。

※商談前の準備等に際しては、ジェトロが行う「模擬商談」などの支援メニューも活用を検討すること。

カ 商談フォローアップの実施：商談後、現地企業等や参加道内企業の求めに応じ、商談成約を目指し支援を行うこと。想定する支援メニューは次のとおりであるが、これら以外について、成約に資する項目があれば提案に含めること。

（支援メニュー）

- ・継続商談時の通訳 ・商談における資料翻訳 ・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援 ほか

※期間は商談実施後から事業期間終了までとする。

### （3）事業報告書の作成

上記の実施結果について、次の成果物を委託者に提出すること。

- ・実績報告書（日本語製本2部及び当該電子データ）
  - ・事業報告書においては、展示会や商談等の実施結果をアンケート等も含め、取りまとめるとともに、各国・地域別に検証・分析を行い、次年度以降に向けた提案を記載すること。
- ※委託者のホームページ等への掲載により、今後の海外展開を目指す道内企業等に情報提供するため、公開可能な報告書の概要版（個人情報や参加した道内企業名等を除いたもの）を別途作成すること。（日本語製本（小冊子）10部及び当該電子データ）

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

## 5 プロポーザル参加の資格要件

（1）複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

（2）コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - (イ) 市区町村税
  - (ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - (エ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
  - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 6 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

### (1) 事業者の適格性

- ア 業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。
- イ 事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。
- ウ 業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

### (2) 企画提案の適合性

- ア 海外展開に意欲のある道内の企業を掘り起こし、本事業への幅広い道内企業の参加を促すため、効果的な手法が取られているか。
- イ 出展する展示会等は道内企業の技術の PR を行うにあたり効果的なものであるか。
- ウ 展示手法や PR 方法は道内企業の技術等を適切かつ効果的に対象地域の企業に伝えることができる内容となっているか。
- エ オンライン商談において、対象国の企業の募集は、参加道内企業のニーズを適切に把握し、受託者や公的機関、貿易支援機関等のネットワークを活用するものとなっているか。
- オ オンラインでの商談は、道内企業の海外展開を支援し、輸出拡大や参入促進に向けて効果的な商談ができる内容となっているか。
- カ 商談フォローアップは、成約に向けた効果的な内容となっているか。
- キ 事業報告書の取りまとめ項目が適切であり、事業内容の検証・分析を踏まえた提案が含まれ、その方向性が示されているか。また、概要版の完成イメージが対外的なプレゼンテーションを行うに際し、視覚的に訴える内容であるか。

## 7 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

## 8 予算上限額（消費税を含む）

4,936 千円

## 9 応募手続

### (1) 参加表明書の提出

- ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（別添様式1）
- (イ) 参加表明書関係資料
- (ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
  - ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
  - ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
  - ・消費税及び地方消費税
- (エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）
- (オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）
- (カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
  - ・健康保険法第48条の規定による届出
  - ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
  - ・雇用保険法第7条の規定による届出
- (キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和5年（2023年）7月20日（木）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局  
（北海道経済部経済企画局国際経済課）  
電話 011-204-5342  
担当 水戸、樋口

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（別添様式2）
- (イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）

イ 提出部数

7部（2部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和5年（2023年）7月21日（金）正午12時00分（必着）

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口  
9(1)エに同じ
- (8) 本業務は令和5年北海道議会第2回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
- (9) プロポーザルに関する説明  
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるときには、「6 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。
- (10) 審査結果及び特定者名  
公表する。